2月18日(日)は
衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査
の投票日です

投票できる人

▽二月十八日現在で、満二十歳になる人（昭和四十五年二月十九日以前に生まれた人）

▽二月二日現在で、三カ月以上当市に居住している人（平成元年十一月二日以前から当市に居住していて、住民基本台帳に記録されている人）

投票できない人

▽平成元年十月十七日以前に他の市町村へ住所を移した人（転出した人）は、投票日までに四カ月が過ぎてしまうため選挙人名簿等から抹消されますので、投票できません。

▽平成元年十一月三日以降に、他の市町村から当市に住所を移した人（転入届を出した人）は、選挙人名簿に登録されないため、投票できません。

投票入場券

▽入場券は、二月二日以降に郵送します。投票日当日は、忘れずにご持参ください。

▽入場券に記載されている「投票所名」を確認のうえ、投票所をお間違いのないようにお出かけください。

▽入場券は個人ごとではなく、世帯主の名前で世帯ごとに郵送していますので、お確かめください。

▽入場券を紛失した際は、投票日当日、投票所において再発行しますので、係員に申し出てください。

▽**1月13日以降に市内転居した人**

一月十三日以降に、市内で住所を移した人（転居届を出した人）には、市選挙管理委員会の事務処理上、転居前の住所で入場券を郵送します。したがって、現住所地の投票所と異なる場合もありますのでご注意ください。

不在者投票

投票日の当日に、出張や旅行など、やむを得ない理由で不在になる人、指定病院（市立総合病院、石田病院、秋田労災病院、東台病院、今井病院、西大館病院）に入院中の人、身体に重度の障害がある人は、前もって投票することができます。

〈期　間〉

・**衆議院選挙**
2月3日～2月17日

・**国民審査**
2月10日～2月17日

〈時　間〉

・午前8時30分～午後5時
（土・日曜日、休日もできます。）

〈ところ〉

・市役所第2会議室（1階）

社会に価値ある一票を！

〈持参するもの〉

・印鑑・入場券

▽**出稼ぎ者の皆さんへ**

出稼ぎなどで他市町村にいる人は、事前に「不在者投票請求書」を市選挙管理委員会へ提出しなければなりません。詳しくは、市選挙管理委員会へお問い合わせください。

投票所の一部が変更

今回の選挙で、次の投票区の投票所が変わりましたのでご注意ください。なお、このほかの投票区は、いままでどおりです。

〈杉沢投票区〉

新・市民の森休憩所
旧・二井田公民館麓西分館

選挙人名簿を縦覧

平成二年二月二日現在で選挙人名簿に登録（選挙時登録）されている人の、住所、氏名、生年月日を記載した書面の縦覧期間は、次のとおりです。

と　き・2月3日～4日
午前8時30分～午後5時

ところ・市選挙管理委員会

問い合わせ
市選挙管理委員会
☎49～3111（内線297）
☎42～0900